

令和 5 年度決算認反対討論原稿

2024年9月18日

日本共産党議員団

梶田 進

議長のお許しを得ましたので、日本共産党議員団として認定第 1 号令和 5 年度武豊町一般会計歳入歳出決算、認定第 2 号さ令和 5 年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、認定第 3 号令和 5 年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定第 4 号令和 5 年度武豊町介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてそれぞれについて反対討論をおこないます。

決算認定第 1 号令和 4 5 年度一般会計歳入歳出決算について

令和 5 年度一般会計決算は、歳入 3 8 億円余、歳出 3 5 億円余と、ともに前年度比大幅な伸びとなりました。それぞれの大きな要因としては、歳入面では固定資産税の伸び、歳出面では子育て、教育関係の施設整備費の伸びが高く大幅増の要因となりました。大幅な伸びとなった決算についてどのように使われるべきだったかを検証する討論としたいと考えています。

最初に、住民・自治活動振興費について

行政協力報奨金 7 4 7 0 千円、行政協力員（区長）一人当たり単純平均すると行政協力員一人当たり年間約 3 9 万円となります。役場事務委託料 2 1 0 6 8 千円は各区への 12 項目にわたる事務委託料です。この事務委託料も各区長のかかわりが多く含まれています。区長は広報、印刷物の配布準備、委員の推薦、立ち合い、防犯、連絡等々区の事業実践の中心的役割も担っています。区長の現状広報等の配布、集金を担当される皆さんの現状をよく認識して報償金の引き上げを行うべきです。

知多地域地方税滞納整理機構負担金について 負担金 5 0 万円

町税等依頼分約 4 8 0 0 万円、徴収実績約 3 1 0 0 万円（内個人住民税約 2 3 0 0 万円）、収納率約 6 4 %が令和 5 年度実績です。町税の滞納繰越分の徴収率が 2 5 ～ 3 5 %程度であるのと比較すると、滞納整理機構の収納率の高さは際立っています。

滞納整理は、滞納者の生活実態を詳しく調査し、滞納者の生活を保障する上での話し合いを十分したうえで執行すべきです。そのような点で滞納整理機構の徴収方法については住民から問題点等の指摘が繰り返し届いており、県内自治体ではほとんど行われていない、滞納整理機構による滞納徴収事業は廃止し、自治体自らの手で滞納分の徴収をすべきです。

保育料等の無償化について

現在の保育行政は、保護者等の働き方によって子供の保育の受け方に相違が出るという点で基本的に差別化されています。そのうえでさらに、保護者の働き方収入により保育料等の差別も行われています。

保育料について3歳児以上は原則無料、3歳児未満は原則有料（生活保護、住民税非課税世帯と第3子は無料）主食費、給食費については全保育園児有償（但し、3歳児以上年収360万円未満相当及び第3子）細分化された保育料、主食費、給食費についても細かく規定されています。子育てに保護者等の収入による差別化は法の下での平等に反するものです。撤廃に向けて予算措置を求めます。

（子供手当の所得制限は撤廃されました。）

産業立地奨励金について

産業立地奨励金2732千円は、一定規模以上の敷地の確保、床面積を確保した企業の立地に対して3年間固定資産税相当分を奨励金として交付するものであり、特定の企業優遇策であります。これまでも多くの企業に対して交付してきましたが、新規の進出企業に交付するのではなく拡張による企業への交付が多

くなっています。産業立地奨励金は全県下自治体がほぼ実施しており、奨励金があるから武豊町に立地選定するということは皆無といえます。当町の事業発展推進のためにはこのような奨励金は廃止し、商工会を通じて町内商工業事業者の事業推進費用にすべきです。

大型公共事業推進負担金について

リニア建設促進愛知県期成同盟会負担金 3 千円、名浜道路推進協議会負担金 10 千円、東海環状地域整備推進協議会負担金 5 千円は、武豊町に必要な道路なのか疑問を感じてきました。

リニア新線建設促進期成同盟会は、東京大阪間を短時間につなぐリニアの有効性についてどのように考えておられるのか、総会等の要旨の報告でははっきりと読み取れません。リニア建設が進めば進むほど問題点が浮き彫りとなり本当に建設促進でいいのか疑問があります。大きな問題となっているのは地下水問題です。静岡県大井川の水量減量問題、岐阜県瑞浪市での水枯れ問題。一方で、掘削土砂捨場問題、岐阜県御嵩町の処分予定地での希少植物保護問題、長野県内残土処分場の土砂流出の危険性、活断層問題、掘削残土に対する処分場の圧倒的少なさ等々、あまりに多く問題が未解決となっています。

また、新幹線開通によって地域経済交流の盛んになることも妄想になりかねないという指摘もされるようになっていきます。具体的には、1 時間未満で交流でき

るならば事務所なしで東京から名古屋へ日帰り出張で事業が進められるという考え方です。一理ある考えであると思います。

名浜道路では、碧南市までの調査区間で既存の道路の拡張工事が始まったとの報告がありました。しかし、大災害時の緊急物資、補給物資輸送ルート確保、知多と三河の経済交流、観光産業推進等々説明されますが、投資に対する経済効果はいかがほどのものか試算を提示されたい。

東海環状地域整備促進協議会負担金5千円、現在最も進行している大型事業の一つですが、今一つ経済効果が見えてきていません。豊田市の新東名道路から先の地域から岐阜県三重県の四日市ジャンクションで新名神につながり、現在の未開通部分の開通予定は2026年といわれていますが遅れる見込みもあるとのことです。現在、未開通部分は主に三重県内2カ所、岐阜県内1カ所ですが、全線開通しても知多地域への経済への効果と利便性の向上については少ないと思われる。地域の付き合いとして参加しているようですが、もう少し主体性を持つべきであると考えます。

CCNC 屋内温水プールについて

屋内温水プール施設利用助成負担金2749万円について、特に、福祉事業としての遅れが顕著となっています。温浴施設の利用について毎月曜日の利用者が多く他の施設の利用者から苦情があるから、無料日を増やせないとのことですが、

この問題は、老人福祉センター閉鎖時の約束事であって、経営上の問題と切り離して交渉すべきであります。温浴施設、カラオケ等の利用料は無料ないし100円であったものが350円、週1回無料日設定、カラオケは無料から1時間1000円となっています。高齢者が気楽に利用し交流できる施設とするために利用方法、利用料等々福祉施設としての役割を明確にし、高齢者無視の運営は改めるべきです。

認定第2号 令和5年度武豊町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

次に、認定第2号令和5年度武豊町国民健康保険事業歳入歳出決算について反対討論をいたします。

国民健康保険税は、主用施策報告書140ページ、第3表の収納状況で明らかのように、2年ごとに保険税が引き上げられています。この引き上げの理由として考えられるのは、国民健康保険事業が愛知県の広域事業となったことにより、自治体の考えで繰り入れをさせない通知が出されていること、事業者が自治体の現況をほとんど顧みず、保険事業納付金を決定していること、その他、国民健康保険加入世帯、加入者数が減少していること、そもそも国保加入者は収入の少な

い世帯が多いことに、さらに非正規雇用者の若年層の加入が増えてきていること、無収入者にも均等割課税(人頭割)を課していること等々が絡み合い、2年ごとの国保税引き上げにつながっています。国保以外の社会保険は加入者と雇用者の保険料は折半が多く保険料割合が概ね1：1ですが、国民健康保険は保険者負担：事業者負担割合が約8：2となっていることから、被保険者の保険料が非常に高い状況が作り出されています。このままの状態が続くならば、近い将来国保税制度が成り立たなくなる可能性もあります。そのような状態にさせないために、一般会計からの相当分の繰り入れをすることが必要です。

本来税負担の公正・公平、平等課税の累進課税原則から見ると、無収入者への均等割り(人頭割)課税は逆累進性といえる不当な課税であります。長い年月がかかりましたが、ついに国を動かし就学前の子供の均等割りの2分の1が国庫負担となりました。当然のことでありさらに拡大を求めていくことが重要であります。

今年12月2日で、これまで利用してきた国民健康保険証が発行されなくなります。現在利用している保険証は有効期限内はそのまま利用できますが、期限が来ると、マイナ保険証か新たに発行される「資格確認書」の利用となります。政府は、マイナカード利用拡大のため、「資格確認書」についての周知がほとんどされていません。マイナカードを使用するか「資格確認書」を使用するかは住民にとっては安心して利用できればどちらでも問題にはなりません。問題となるのは町が政府の意向を忖度して、マイナカードを優先させる周知することで、住民

の中で混乱が生じることです。どちらを使用しても問題はないということを、早急に周知することが大切であります。

以上、認定第2号令和5年度武豊町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算に対する反対討論といたします。

認定第3号 令和5年度武豊町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は制度発足当初より、年齢による医療差別制度であると強く反対されましたが、強行された制度であります。現在も医療差別が続けられています。また、保険料も75歳以上の後期高齢者に対して非常に高い料率で課せられています。本来、高齢者に対しては長年の労苦に対して敬うべきであるにもかかわらず、このような保険制度で一般の方と同様な医療を受けられないということはひどい仕打ち、差別といわざるを得ません。

後期高齢者医療の保険料は、国保制度と同様です。県内同一事業主体である広域連合で均等割と所得割にて決定されますがどちらも国保会計よりも高い率で課せられており、多くの年金生活者の生活を厳しいものにしていきます。

後期高齢者医療も国保と同様12月2日で保険証の新規発行は中止されます。

国保と同様、マイナ保険証か「資格確認書」により医師にかかることとなります。後期高齢者医療保険は高齢の方の医療制度ですので、丁寧に制度の説明を行い周知を徹底されたい。

防衛省は来年度予算概算要求で、防衛費約 2 兆円増を概算要求しています。政府は軍事力強化を最優先していますが、住民の命と暮らしを守る自治体として、戦争より平和、命と暮らしを豊かにする保健・医療への増額を国に求めるべきです。

以上、令和 5 年度武豊町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に対する反対討論といたします。

最後に、認定第 4 号 令和 5 年度武豊町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について反対討論を行います。

介護保険特別会計は保険料の現年度分の収納状況は 3 年ごとの介護保険料見直しごとに引き上げが実施されてきたことから、その年度の保険料収入は前年度比増となっています。（主要施策報告書 P 1 4 8 第 3 表収納状況）

1 号被保険者は約 1 万 1 千人、要支援・要介護認定者数は毎年増加していることから、保険給付費も増加しています。特に、居宅介護（介護予防）サービス費

のうち訪問介護、訪問看護、居宅療養管理指導費が大幅増となっています。施設介護に比べ1件当たりの費用は少なく済むことから。日常の介護予防の必要性を強く感じるものです。

また、介護予防・生活支援サービスについても、訪問型サービス（従前相当）、通所型サービス（従前相当）のサービス利用者が多くなっており、介護予防・生活支援の充実で要介護者の重体防止にいつそうの努力をもとめます。

介護保険費用は高齢化社会を迎えている関係上、費用の増大は避けられませんが、介護予防の重要性を周知することで、介護保険制度をより充実していくことをもとめます。

現在、基金残高として、約1年間分の保険料相当額が基金としてあります。基金を効果的に取り崩して被保険者への負担軽減に努められことを求めます。

以上、令和5年度介護保険事業歳入歳出決算に対する反対討論といたします。